ハ　出資を伴う契約にあっては、対象不動産に係る借入れ及びその予定の有無並びに当該借入れ又はその予定がある場合には借入先の属性、借入残高又は借入金額、返済期限及び返済方法、利率、担保の設定に関する事項並びに借入れの目的及び使途

ニ・ホ　（略）

十七　対象不動産に関する次の事項

イ～リ　（略）

ヌ　対象不動産が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

(1)　建物状況調査（宅地建物取引業法第三十四条の二第一項第四号に規定する建物状況調査をいい、実施後一年を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

(2)　宅地建物取引業法施行規則第十六条の二の三各号に掲げる書類の保存の状況

十八　（略）

十九　対象不動産に関して不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者又は委託特例事業者及びこれらの者と対象不動産について売買契約を締結した相手方がある場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下この号において同じ。）が賃貸借契約（賃借人が当該不動産特定共同事業者等であるものを除く。以下この号において同じ。）を締結した相手方（以下この号において「テナント」という。）がある場合にあっては次の事項（やむを得ない事情により開示できない場合にあってはその旨）

イ　テナントの総数、全賃料収入（対象不動産に係る不動産特定共同事業者等の賃料収入の総額をいう。以下この号において同じ。）、全賃貸面積（不動産特定共同事業者等が対象不動産に関してテナントと締結した賃貸借契約に係る面積の総計をいう。以下この号において同じ。）、全賃貸可能面積（対象不動産について賃貸借契約を締結することが可能である面積の総計をいう。）及び直前五年の稼働率（各年同一日における稼働率をいう。以下この号において同じ。）の推移

ロ　対象不動産ごとのテナントの数、賃料収入、賃貸面積、賃貸可能面積及び直前五年の稼働率の推移

ハ　（略）

ニ　対象不動産に係る賃料の支払状況（賃料の支払を延滞したテナントの数のテナントの総数に対する割合及び支払が延滞された賃料の全賃料収入に対する割合をいう。）

ホ　直前五年間の全賃料収入及び賃貸に係る費用、対象不動産ごとの賃料収入及び賃貸に係る費用並びに当該賃料収入の全賃料収入に対する割合（過去の賃貸に係る費用等が分からない場合はその旨）

二十　出資を伴う契約にあっては次の事項

イ～ハ　（略）

（削る）

ニ　（略）

二十一　第五十条第一号の期間（以下この条において「報告対象期間」という。）に係る同条第三号及び第四号に掲げる事項に対する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無及びその予定がある場合には監査を受ける範囲

二十二～二十五　（略）

二十六　契約の解除に関する次の事項

イ～ホ　（略）

ハ　出資を伴う契約にあっては、借入れの有無並びに当該借入れがある場合には借入先の属性、借入金額、返済期限、直前の事業年度の借入残高、当該事業年度及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入れの目的及び使途

ニ・ホ　（略）

十五　対象不動産に関する次の事項

イ～リ　（略）

（新設）

十六　（略）

十七　対象不動産に関して不動産特定共同事業者等が賃貸借契約を締結した相手方（以下「テナント」という。）がある場合にあっては次の事項（やむを得ない事情により開示できない場合にあってはその旨）

イ　テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積（不動産特定共同事業者等が対象不動産に関してテナントと締結した賃貸借契約に係る面積の総計をいう。以下同じ。）、全賃貸可能面積（対象不動産について賃貸借契約を締結することが可能である面積の総計をいう。）及び最近五年の稼働率（各年同一日における稼働率をいう。以下同じ。）の推移

ロ　対象不動産ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近五年の稼働率の推移

ハ　（略）

ニ　対象不動産に係る賃料の支払状況（賃料の支払を延滞したテナント数の総テナント数に対する割合及び支払が延滞された賃料の総賃料収入に対する割合をいう。）

ホ　最近五年間の全賃料収入及び賃貸事業費用並びに対象不動産ごとの総賃料収入及び当該対象不動産に係る賃貸事業費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率（過去の賃貸事業費用等が分からない場合はその旨）

十八　出資を伴う契約にあっては次の事項

イ～ハ　（略）

ニ　申込取扱場所

ホ　（略）

十九　第二十三条第一号の期間（以下この条において「報告対象期間」という。）に係る同条第三号及び第四号に掲げる事項に対する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無及びその予定がある場合には監査を受ける範囲

二十～二十三　（略）

二十四　契約の解除に関する次の事項

イ～ホ　（略）